

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 1 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 } 御 中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課

消防法施行規則等の一部を改正する省令等の参考資料の送付について

「消防法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」（平成 30 年 6 月 1 日付け消防予第 369 号）により、消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について通知したところですが、改正後の消防法施行規則等の基本的な考え方や具体例等について別紙 1 のとおり参考資料を作成しましたので送付します。

また、当該改正内容を含め、民泊の消防法上の取り扱い等について別紙 2 のとおり、リーフレットを作成しましたので防火対象物の関係者への説明等にご活用ください。

なお、これらの内容については、消防庁ホームページにまとめて掲載しています。

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_19.html>

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いします。

消防庁予防課設備係 担当 四維、大矢 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

【消防法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（参考資料）】

1 改正理由

(1) 背景

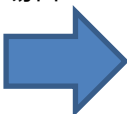
住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が平成 30 年 6 月 15 日に施行され、住宅宿泊事業に係る事前の届出が同年 3 月 15 日に開始された（住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 272 号））。また、旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 98 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、客室の最低面積基準が収容定員一人当たり 3.3 m²以上とするよう緩和されるとともに、「簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について」（平成 29 年 12 月 15 日付け生食発 1215 第 3 号）において複数の簡易宿所において共同で玄関帳場等を設置する場合の取り扱いについて示された。

これらに伴い、今後消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第一（5）項口の用途に供される防火対象物の一部が同表（5）項イの用途に供されるものが増加することが想定されることから、こうした防火対象物における消防用設備等の設置基準を合理化等するため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）等を改正したものである。

(2) 問題点

令別表第一（5）項口の用途に供される防火対象物等に同表（5）項イの用途に供される部分が入居することにより、以下のように消防用設備等の設置基準が強化される。

<（5）項イの入居による消防用設備等の設置基準の強化>

消防用設備等	（5）項口 （共同住宅）		（16）項イ （特定複合用途 防火対象物）	
スプリンクラ ー設備	11 階以上の階	(5)項イが 入居した 場合 	全ての階 [※] (11 階建て以上の場合)	⇒改正事項①
誘導灯	地階・無窓階・11 階以上の階		全ての階 [※]	
特定共同住宅 等の省令 (40 号省令)	適用可 (区画や内装制限等により、消 防用設備等の免除や簡易な設 備への代替が可能)		適用不可	⇒改正事項②
自動火災報知 設備	500 m ² 以上		300 m ² 以上	⇒改正事項③

※ 小規模特定用途複合防火対象物となる場合を除く。

⇒ 小規模特定用途複合防火対象物とは、令別表第一（16）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の 10 分の 1 以下であり、かつ、300 m²未満であるものをいう。

2 【改正事項①】スプリンクラー設備・誘導灯の設置を要しない階に関する事項 (規則第13条第1項第1号の2、規則第28条の2第1項第4号の2・第2項第3号の2関係)

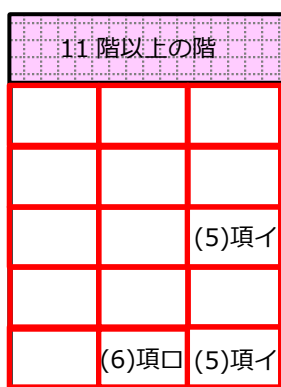
【改正概要】

11階建て以上で令別表第一(5)項口の用途に供される部分が存する同表(16)項イの防火対象物のうち、同表(5)項イ並びに(6)項口及びハ(居住型福祉施設※に限る。)の用途に供される部分(以下「住戸利用施設」という。)が存するものについて、一定の区画を設けた場合には特定階を除く10階以下の階のスプリンクラー設備及び誘導灯の設置を免除する。

※ 有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は共同生活援助を行う施設をいう。

<スプリンクラー設備・誘導灯の設置が必要な階>

【スプリンクラー設備】



- : スプリンクラー設備の設置が必要な部分
- : 誘導灯の設置が必要な部分
- : 一定の区画 (下表参照)
- ※ 全体(16)項イ
- ※ 空白の区画は(5)項口

【誘導灯】



10階以下の各部分を区画することにより、次の階を除く10階以下の階を免除

- ・ 住戸利用施設の床面積の合計が3,000㎡以上となる防火対象物の階のうち、当該部分が存する階
- ・ 住戸利用施設が1,000㎡以上存する地階・無窓階及び1,500㎡以上存する4階以上10階以下の階

10階以下の各部分を区画することにより、次の階を除く10階以下の階を免除

- ・ 住戸利用施設が存する階(注)
 - ・ 地階・無窓階
- (注) 住戸利用施設の利用者が使用する部分が存する階のことであり、当該利用者が使用しない共用の機械室等及び複数階にわたる階段等の共用部分並びに(5)項口の用途に供される部分のみが存する階は当該階には該当しない。

<一定の区画の要件>

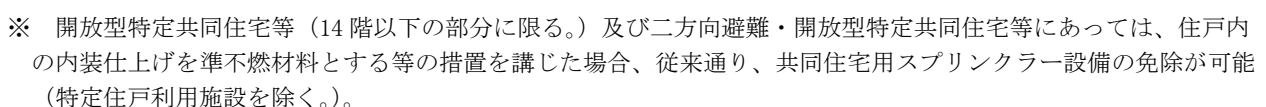
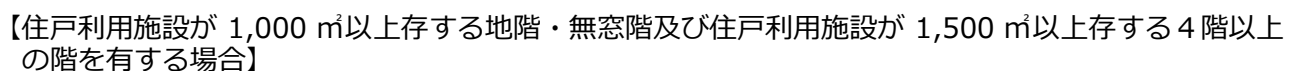
要件	スプリンクラー設備	誘導灯
①	居室((5)項口の用途に供される部分を含む)を耐火構造の壁及び床で区画	
②	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは難燃材料(地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料)	
③	区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下	
④	③の開口部は、特定防火設備である防火戸(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付き又は一定の構造を有するもの ※ 一定の条件に適合する場合は防火戸でも可	
⑤	住戸利用施設の各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。)の床面積がいずれも100㎡以下	住戸利用施設の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面している

【改正概要】

＜40 号省令を適用することができる防火対象物＞

- ※ 構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。

【住戸利用施設の合計が 3,000 m²以上となる場合】



4 【改正事項③】「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 20 年総務省令第 156 号）に関する事項

【改正概要】

特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる防火対象物に、令別表第一（５）項イ及びロ以外の用途に供される部分が存しない同表（１６）項イの用途に供される防火対象物で、延べ面積が 300 ㎡以上 500 ㎡未満のもの（同表（５）項イの用途に供される部分の床面積が 300 ㎡未満のものに限る。）を追加する。

<特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる防火対象物>

【延べ面積 300 ㎡未満の防火対象物】

- ① （２）項二、（５）項イ、（６）イ(1)から(3)、（６）項ロ及びハ※（以下「（５）項イ等」という）の用途に供されるもの

※ （６）項ハにあっては利用者を宿泊等させるものに限る。

- ② （１６）項イの用途に供されるもので、（５）項イ等の用途に供される部分が存するもの

【延べ面積 300 ㎡以上の防火対象物】

- ③ （１６）項イの用途に供されるもので、小規模特定用途複合防火対象物（１（２）参照）に該当するもの（（５）項イ等の用途に供される部分のみに設置が義務付けられるものに限る）



以下の防火対象物を追加

- ④ **（１６）項イの用途に供されるもので、以下のすべての要件に適合するもの**
- ・ 延べ面積が 300 ㎡以上 500 ㎡未満
 - ・ （５）項イ及びロ以外の用途に供される部分が存しない
 - ・ （５）項イの用途に供される部分の床面積が 300 ㎡未満

<留意事項>

- ④の防火対象物には廊下や階段等に感知器の設置が必要であること。
- 警戒区域が 2 以上（階数が 3 以上）となる場合には受信機の設置が必要であること。
- （１６）項イの用途に供される防火対象物（②・③・④）の設置対象部分は以下のとおりであること。
 - ・ ②及び③は、（５）項イ等の用途に供される部分のみ
 - ・ ④は、（５）項ロの用途に供される部分も含めた全体

注）延べ面積が 300 ㎡以上 500 ㎡未満の（５）項ロの用途に供される防火対象物に、順次（５）項イが入居した場合、当該部分の床面積が 10%を超えた時点で当該設備を全体に設置する義務が生じることに留意すること。なお、（５）項イの用途に供される部分の床面積が 300 ㎡以上となった時点で当該設備を設置することができなくなるが、今後、機器の開発状況等を踏まえて、引き続き基準の更なる合理化等を検討する予定であること。

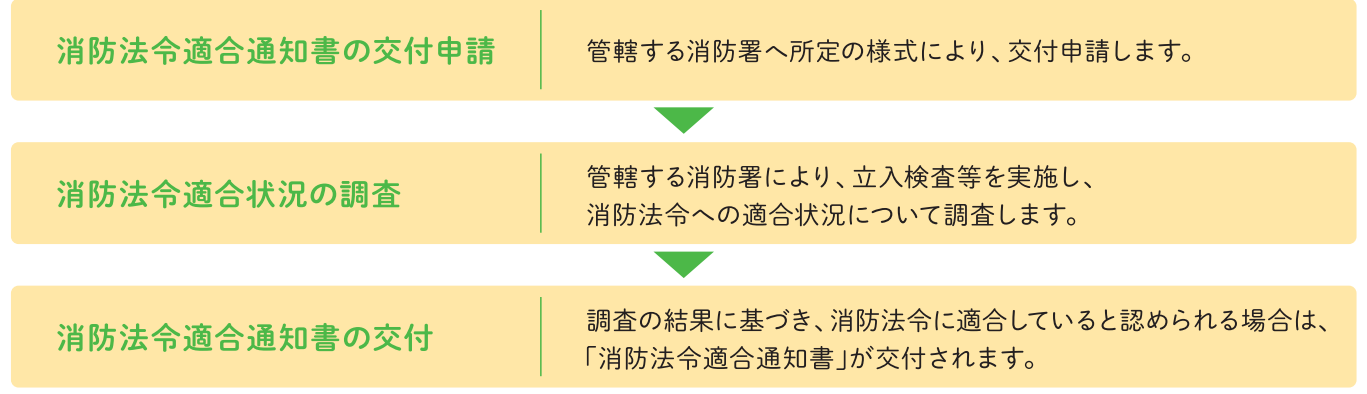
消防法令適合通知書について

住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)において、住宅宿泊事業の届出時に
消防法令適合通知書をあわせて提出することとされています。

住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)について

(平成29年12月26日付け生食発1226第2号、国土動第113号、国住指第3351号、国住街第166号、観観産第603号)
(抜粋)『都道府県知事等は、「その他国土交通省令・厚生労働省令で定める書類」のほか、届出住宅が
消防法令に適合していることを担保し、住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的から、
消防法令適合通知書を届出時にあわせて提出することを求めるものとする。』

消防法令適合通知書の交付までの流れ



以下の届出が必要となる場合がありますので、 お近くの消防署に確認してください。

- **工事整備対象設備等着工届出書**
消防法令に基づき消防用設備等を設置する際、消防設備士の資格を持った者が行う必要がある場合があります。この場合、工事を行う消防設備士は工事着手の10日前までに「工事整備対象設備等着工届出書」を管轄する消防署に提出する必要があります(着工届が不要となる設備についても別途「消防用設備等設置届出書」の届出が必要となる場合があります)。また、電気配線の工事が必要な設備(誘導灯、受信機を必要とする自動火災報知設備等)の電源工事は電気工事士が行う必要があります。
- **消防用設備等設置届出書**
消防用設備等の設置が終わったら、設置工事が完了した日から4日以内に管轄する消防署に「消防用設備等設置届出書」を提出する必要があります(用途や規模によっては不要となる場合もあります)。
- **防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書**
建物の収容人員が30人以上となる場合、防火管理者の選任及び消防計画の作成が必要となります。
- **防火対象物使用開始届出書**
市町村等の火災予防条例により、「防火対象物使用開始届出書」の提出が必要となる場合があります。

具体的な消防法令、市町村条例など、詳しくはお近くの消防署にご相談ください。

民泊における 消防法令上の取扱い等について

このリーフレットは民泊サービスを提供する方向けに、民泊を行う場合の
消防法令上の取り扱いや消防関係の各種届出等について説明したものです。



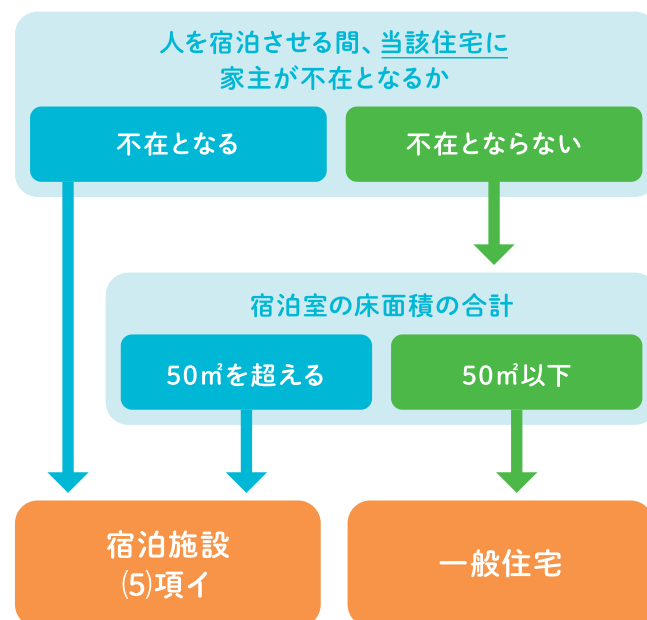
消防庁

民泊の消防法令上の用途について

住宅を活用して民泊を営む場合、宿泊室の床面積や家主（住宅宿泊事業者等）の居住の有無等の火災危険性に応じて消防法令上の用途が判定されます。

判定された用途によって、必要となる消防用設備等が異なります。

一戸建て住宅で民泊を行う場合



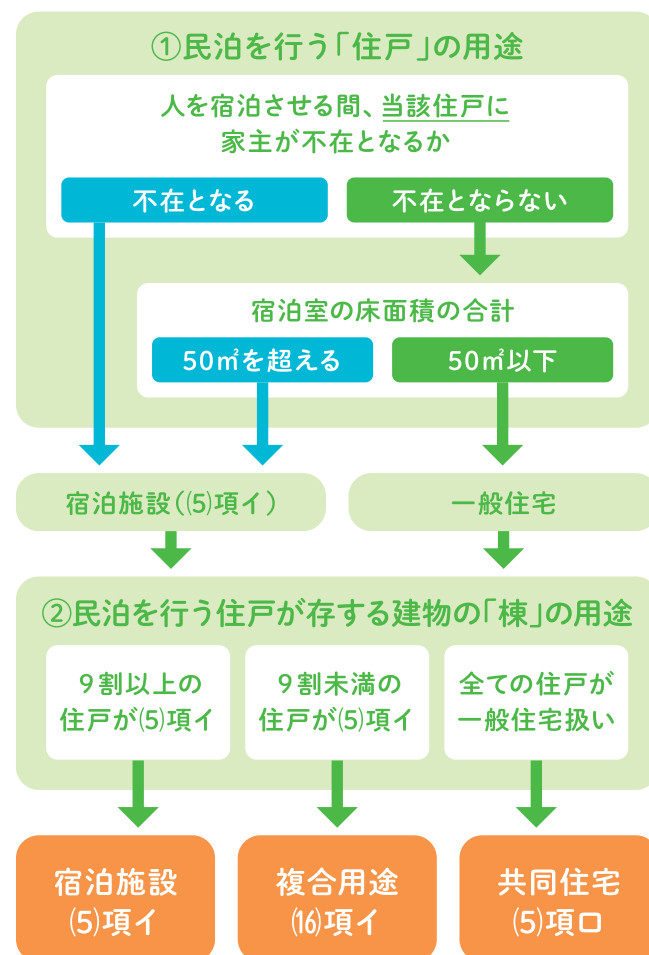
※右ページ
宿泊施設 (5) 項イ の欄へ

※右ページ 一般住宅 の欄へ

消防法令上の用途は、消防法施行令の別表第1で定められています。
宿泊施設であれば(5)項イ
共同住宅等であれば(5)項ロ
複合用途防火対象物であれば(16)項イとなります。

共同住宅で民泊を行う場合

「住戸」の用途を元に「棟」の用途が決まります。



※右ページ
宿泊施設
(5) 項イ の欄へ

※右ページ
複合用途
(16) 項イ の欄へ

※右ページ
共同住宅
(5) 項ロ の欄へ

※宿泊室の面積とは、民泊を営む住宅における「宿泊者の就寝の用に供する室」の床面積の合計をいいます。
※家主の居住／不在の判断は、一戸建て住宅の場合は棟(建物)単位、共同住宅等の場合は住戸単位で行います。

※関係通知：
「住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法令上の取扱いについて(通知)」(平成29年10月27日付け消防予第330号)
「住宅宿泊事業法等に係る執務資料の送付について(通知)」(平成30年1月9日付け消防予第2号)
※消防法令上の用途の取扱いについては、予め管轄する消防署に確認してください。また、上記の取扱いは、住宅宿泊事業法に基づく民泊のほか、住宅において宿泊施設を営むものについて適用されることがあります。その際、必要に応じて消防署等に関係資料の提出を求められることがあります。

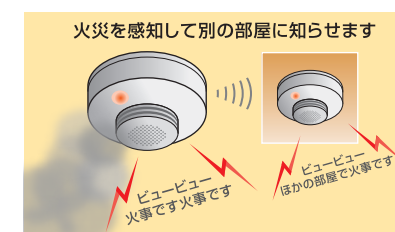
消防法による主な対応について

下表は、消防法で求められる主な対応を整理したものです。既に設置されている消防用設備等については重複して設置する必要はありませんが、建物の規模や形状等によっては、他の対応が求められる場合や各自治体による条例等が定められている場合もあるので、詳細は建物を管轄する消防署に確認する必要があります。

建物の用途	一般住宅	共同住宅 (5)項ロ	宿泊施設 (5)項イ	複合用途 (16)項イ (5)項イ及びロ)
消火器	—	①延べ面積150㎡以上のもの、 ②地階・無窓階・3階以上の階 で床面積が50㎡以上のもの	同左	同左 (①については、(5)項イ及びロのそれぞれの 面積で判断)
自動火災報知設備	—	延べ面積500㎡以上の もの等	全てのもの(※1)	・延べ面積300㎡未満のもの(5)項イ部分 のみ(※1) ・延べ面積300㎡以上のもの(5)項イ部分 が全体の10%以下の場合は(5)項イ部分 のみ(※2)等
住宅用火災警報器	寝室等に 設置	自動火災報知設備があれば 不要	—	自動火災報知設備があれば不要
誘導灯	—	地階・無窓階・11階以上の階	全てのもの	全てのもの(※3)
スプリンクラー 設備	—	11階以上の階	・11階以上のもの(※4) ・延べ面積6000㎡以上の もの等	・11階以上のもの(※4) ・(5)項イ部分が3000㎡以上のもの等
消防用設備等の 点検報告	—	点検が年2回 報告が3年に1回	点検が年2回 報告が年1回	同左
防火管理 (防火管理者の選任・ 消防計画の作成等)	—	建物全体の収容人員が 50人以上のもの	建物全体の収容人員が 30人以上のもの	同左
防災物品の使用 (カーテン・じゅうたん等)	—	高さ31mを超えるのもの	全てのもの	・高さ31mを超えるもの ・(5)項イ部分

- ※1 延べ面積が300㎡未満の場合、**特定小規模施設用自動火災報知設備(下記参照)**の設置が可能です。(原則として、2階建て以下
のものに限ります。)なお、建物の状況によっては、廊下等の共用部で警報音が発せられるように感知器の設置を指導される場合
があります。(※2も同様)
- ※2 建物の延べ面積が300㎡以上500㎡未満の場合であって、民泊部分の合計が建物面積の10%以下の場合や10%を超えかつ300㎡
未満の場合は、**特定小規模施設用自動火災報知設備(下記参照)**の設置が可能です。(原則として、2階建て以下のものに限ります。)
- ※3 消防法施行規則第28条の2第1項第4号の2及び同条第2項第3号の2に規定する区画を有する場合は、原則として、10階以下の
民泊が存する階以外の階の誘導灯が免除されます。
- ※4 消防法施行規則第13条第1項第1号の2((5)項イの場合は同条第2項)に規定する区画を有する場合は、原則として、10階以下の
スプリンクラー設備が免除されます。

注) 上記以外の詳細な内容については消防庁ホームページを参照してください。
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_19.html



「特定小規模施設用自動火災報知設備」とは

通常の自動火災報知設備のように受信機(本体)、感知器(センサー)、音響装置(ベル)等を
設置して配線で接続する方式のほか、次の特長を有する無線式の連動型警報機能付感知器
を設置する方式があります。

特長

- 電池式の感知器は、**電源の配線工事が不要**です。
- 感知器同士が無線通信を行うものは、感知器間の**配線工事が不要**です。
- 感知器自体が警報音を発するため、**音響装置の設置が不要**です。
- 全ての感知器が連動して警報音を発する場合、**受信機の設置が不要**です。
- 受信機や中継器を設置せず、感知器のみの場合、工事には**消防設備士の資格が不要**で、**工事に着手する前の届出も不要**です。(設置工事完了後の届出は必要です。)

注意

- 電波環境等によっては、感知器同士の無線通信ができず、無線式の連動型警報機能付
感知器を設置する方式を利用できない場合があります。
- 建物階数等によって設置できない場合もあります。
- 連動型住宅用火災警報器は感知性能等が異なりますので、特定小規模施設用自動火災
報知設備として使用することはできません。